**平成２４年（フ）第７８２号**
千葉市緑区おゆみ野南１丁目21番地30
債務者　荒木　大悟
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第８０４号**
千葉市若葉区千城台北２丁目19番８棟302号
債務者　渡邉　教利
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第８５２号**
千葉県市川市下新宿11番５―210号　メゾンド・サンセール
債務者　渡邊記代子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第８６６号**
千葉県市原市柏原271番地１　ケアハウス日夕苑
債務者　土屋　　譲
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第８１号**
千葉県富津市湊52番地
債務者　山田　正枝
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第９５号**
長野県千曲市大字千本柳284番地12
債務者　竹内きみ子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第１２４号**
長野県木曽郡木曽町新開福4962番地17
債務者　中畑かおり
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１３０号**
長野県松本市大字笹賀7445番地１　市営二子団地113号
債務者　田枝　悦子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１４９号**
長野県松本市大字岡田町571番地17、前住所長野県佐久市平賀1976番地３
債務者　佐藤　恵一
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１２３号**
滋賀県蒲生郡日野町松尾四丁目４番地グランドールソシア308号、前住所滋賀県東近江市市子殿町1430番地
債務者　国本　将幸（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第１３５号**
滋賀県愛知郡愛荘町長野2113番地５ハイブリッジハイツⅡ102号
債務者　北山　未来
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第６２２号**
広島市中区舟入南２丁目14番18号　B101号
債務者　西山　一也
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２５号**
山口県下関市彦島田の首町２丁目11番９号
債務者　松岡　　太
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２４年（フ）第１７６号**
福岡県久留米市津福今町625番地２の２　エトワールチサＢ棟102号
債務者　栗木　重樹
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第１８３号**
福岡県小郡市小郡609番地１
債務者　津留　明子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第２０６号**
福岡県久留米市六ツ門町18番地２　第２石橋ビル405号
債務者　糸瀬　明義
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第１１１号**
宮崎県小林市真方540番地５　中渡瀬住宅Ａ棟
債務者　吉水　辰哉
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部